

『第120回消費者相談担当者講習会』開催のご案内

(公社) 日本訪問販売協会

消費者相談担当者講習会は、ダイレクトセリング企業における適切な相談体制の確立を目指し、消費者問題委員会の企画により年4回定期的に開催しています。本講習会は、当協会に加盟していない事業者の方も受講していただけます。

記

日 時：平成30年7月4日(水) 13時00分～17時00分

場 所：ワйм貸会議室四谷三丁目 ルームC 東京都新宿区四谷3-12丸正総本店ビル6階
TEL 0120(311)104 丸ノ内線「四谷三丁目駅」より徒歩1分

テーマ：①行政動向ー改正割賦販売法と訪問販売ー、②クーリング・オフを巡る問題ー相談現場から未然防止を考える、③特定商取引法第9条及び第40条(クーリング・オフ)について

参加費：会員 お一人 7,000円・会員外 お一人 10,000円

申込票を受理後、お申込者様宛に請求書を送付しますので指定口座(請求書に記載)に6月28日までにお振込み下さい。

申 込：下記申込票により6月22日までに協会事務局あてお申込み下さい。

(公社)日本訪問販売協会事務局宛

TEL 03(3357)6531 FAX 03(3357)6585

☆下記の個人情報本講習会に係る受付・連絡で使用いたします。

第120回消費者相談担当者講習会 申込票 (平成30年 月 日) ※該当事項に○印

企業・団体名	※(会員・会員外)
〒 _____	
ご住所	

参加者氏名	部署・役職	参加費
1.		円
2.		円
3.		円
参加者合計 _____ 名	参加費合計 _____	円
申込者氏名	部署	
TEL	FAX	

第120回消費者相談担当者講習会

日 時：平成30年7月4日(水)

場 所：ワイム貸会議室四谷三丁目 ルームC

テーマ及び講師：

13:00～ 開会

13:05～ 「行政動向 ー改正割賦販売法と訪問販売ー」(60分)

講師：(一社)日本クレジット協会

改正割賦販売法が平成30年6月1日施行される。主な改正点は、アクワイアラー(加盟店に対しクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を締結する事業者)に対し加盟店への調査・管理等が義務付けられたこと。また、クレジットカードを取り扱う加盟店において、カード番号等の適切な管理や不正使用対策を講じることが義務づけられた。加盟店は、①カード情報の漏えい防止対策のため、原則として「カード情報の非保持化」とするか、保持する場合にはカード情報セキュリティの国際基準を準拠する。また、②偽造防止対策としてICカード決済端末の設置や、設置できない場合はなりすましによる不正使用を防止するための対策をとること(PCIDSSの導入)になる。改正のポイントとクレジット取引が伴う訪問販売への影響等を解説する。

<質疑応答>

14:05～

<休憩10分>

14:15～ 「クーリング・オフを巡る諸問題ー相談現場から未然防止策を考える」(60分)

講師：(公社)全国消費生活相談員協会

クーリング・オフに関してどのような相談が相談機関へ入っているのか。クーリング・オフを巡る様々な相談事例の中から、例えば、書面でなく口頭でクーリング・オフを告知したことによるトラブルや、クーリング・オフ妨害行為と誤解されるような勧誘、クーリング・オフ後の原状回復を巡るトラブル等の事例を取り上げ、原因と未然防止の対応策を考える。

<意見交換>

15:15～

<休憩10分>

15:25～ 「特定商取引法第9条及び第40条(クーリング・オフ)について」(90分)

講師：高芝法律事務所

特定商取引法第9条訪問販売並びに第40条連鎖販売取引のクーリング・オフの条文を解説する。その後、様々な事例を通してクーリング・オフを巡る法的問題点を整理し、企業の担当者として問題のない適切な対応の在り方を検討する。事例のテーマとしては、クーリング・オフの代筆の有効性、9日目の消印とクーリング・オフ、役務契約(工事)のクーリング・オフの原状回復、クーリング・オフと梱包費用、商品紛失とクーリング・オフ、開封誘導についてなど。

<質疑応答>

17:00 終了

(会場案内図)

会場：「ワイム貸会議室四谷三丁目」

住所：東京都新宿区四谷3-1-2 丸正総本店ビル6階

